

第6章 今後の課題と対応方針案

自立・分散型エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策のみならず新規産業育成・雇用創出等の観点から重要である。

本章では、過年度業務及び本年度業務によって得られた知見を基に、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルやゾーニング基礎情報に関する今後の課題と対応方針案について記述する。

(1) 各再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの精緻化に関する課題と対応方針案

- ・各設備コストや固定価格買取制度における買取価格は年々変化していることから、シナリオ別導入可能量の変動について継続的に確認しておくことが望まれる。特に太陽光発電の買取価格が平成 27 年度に大幅に低下することが想定されることから、シナリオ別導入可能量の感度分析を行っておくことが望ましい。
- ・風力発電の導入ポテンシャルについては、環境省の別業務である「平成 25 年度再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統整備等調査事業委託業務」等により、全国の風況データの精緻化が行われた。その成果を基に、本業務において、各種の導入ポテンシャル及びシナリオ別導入可能量については推計を行っておくことが望ましい。
- ・中小水力発電については、流量データの更新を行ったことにより、大きな課題は解決できたと認識される一方で、取水量データの不足等の個別課題は残されている。
- ・地中熱利用については、事業採算性に係るモデルを作成しシナリオ別導入可能量の推計を行ったが、ベースライン機器等に係るコスト情報が十分でないため、今後ともモデルの精緻化を進めていく必要がある。また、雪国における融雪利用に効果的であるオープンループに関する推計可能性を検討しておくことが望ましい。
- ・地中熱・太陽熱に関連して、本年度作成した熱需要原単位のアンケート調査計画を基に、アンケート調査を行い、地域別・カテゴリー別の需要原単位を精緻化することにより、導入ポテンシャル及びシナリオ別導入可能量の精緻化につなげることを望まれる。

(2) 各再生可能エネルギーのゾーニング基礎情報の整備に関する課題と対応方針案

- ・風力発電については、必ずしも開発不可ではないが障害となる各種制約条件（いわゆるグレーゾーン）が多く存在するため、継続的に整備していくことが望まれる。特に、全国的に整備された情報の少ない洋上風力発電の導入拡大を図るためには、地域別に各種情報を収集していく仕組みの構築等が必要である。
- ・風力発電と地熱発電については、平成 25 年度に作成した導入意向調査の結果については、その公開の仕組み等を構築するとともに、継続調査することが期待される。

- ・中小水力発電については、まずは、本年度作成した 26 箇所のカルテ（開発有望箇所調書）の内容を自治体や河川管理者等に公開し、導入機運を形成していくことが望まれる。また、適地選定のファーストステップにおいて確認すべき調査ポイントを整理する等により、ユーザーがよりゾーニング基礎情報を活かせるような情報提供の検討も求められる。加えて、近年中小水力発電は全国各地域において地域関係者による導入検討が盛んに行われていることから、ゾーニング基礎情報の整備にあたってはこれまで中小水力発電に携わったことがない地域関係者でも導入を検討することができるアプリケーションを提供する等の対応が考えられる。例えば、取水地点と放水地点を地図上で選択すると、自動的に取水可能量や有効落差、想定される設備容量、大まかな初期投資等が示されるアプリケーションが想定される。
- ・地熱発電については、近年、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等によって事業候補地の絞込みに資する情報の整備が進められているため、それらと協調・連携していくことも望まれる。
- ・地中熱利用（ヒートポンプ）に関しては、今年度整理した情報を着実に収集・整理していくことが望ましい。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等においても各種情報を整備しようとする動きがあるため、それらと協調・連携していくことも望まれる。

（3）ゾーニング基礎情報の公開・提供及びシステム検討に関する課題と対応方針案

- ・環境省では平成 21 年度より再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する情報の公開及び提供を継続的に行ってきたり、今でも多くの問合せや相談を受けている。これらの情報は、継続的に拡充整備されるとともに、国民、地方公共団体、事業者等にとって分かりやすく、使いやすい形で公開・提供されることが望まれる。
- ・具体的には、WEB-GIS 技術を活用した再生可能エネルギーの情報発信ポータルサイトを構築・運用するとともに、これまでに蓄積されているデータ等を格納したデータベースシステムを構築することが期待されており、まずはそのための基本設計や提供すべき情報の検討・選定等を行う必要がある。
- ・公開・提供システムの構築に当たっては、環境省内の他部局、他省庁、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等において整備された／整備されつつある情報と適宜連携することが望ましい。

（了）